

社援基発0802第1号
平成25年8月2日



都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

第26回社会福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、第26回社会福祉士国家試験の概要及び社会福祉士国家試験委員につきましては、下記のとおりです。

記

1. 社会福祉士国家試験の概要

(1) 試験期日

平成26年1月26日(日)

(2) 試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(3) 試験科目

人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉



計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

(4) 受験資格

社会福祉士及び介護福祉士法第7条及び同法施行規則第1条に規定する者

(5) 合格者の発表

試験の合格者は、平成26年3月14日（金）午後に厚生労働省および公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉士振興・試験センターのホームページ上にも掲載する。

(6) 受験手続

① 受験書類受付期間

平成25年9月5日（木）から平成25年10月4日（金）

※当日消印有効

② 受験書類の提出先

公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

(7) 受験手数料

一般受験者 7,540円

同時受験者 6,830円

科目免除者 6,360円

(8) 試験に関する照会先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

所在地 150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

電話番号 03(3486)7521

試験案内専用電話番号 03 (3486) 7559 (音声およびファクシミリ)
ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

2. 社会福祉士試験委員

試験委員長 坂田 周一

副委員長 秋元 美世 小笠原浩一 後藤 隆 副田あけみ
高橋 紘士 橋本 宏子 長谷川敏彦 前橋 信和

委員 相原 佳子 明渡 陽子 朝日 雅也 荒井 浩道
石川 正興 石田 道彦 石橋 敏郎 井村 修
岡田 まり 尾形 裕也 加山 弾 北本 佳子
倉田 康路 小山 充道 坂本 洋一 佐藤 弥生
潮谷 恵美 生島 浩 白川 泰之 新保 美香
杉野 昭博 杉野 勇 杉森 伸吉 高野 和良
高野 龍昭 田淵 六郎 玉野 和志 綱川 晃弘
中田 知生 中谷 陽明 長友 祐三 難波 利光
西田 和弘 狭間香代子 原 元彦 平田 厚
府川 哲夫 福田 素生 福富 昌城 福原 宏幸
藤井賢一郎 保正 友子 増田 雅暢 松尾 睦
松端 克文 丸谷 浩介 道中 隆 椋野美智子
村社 卓 森川 美絵 森田 明美 柳田 正明
矢野 聡 矢原 隆行 山本 真実 横山 豊治
吉原 雅昭 和気 純子 綿 祐二 渡辺 雅幸



官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔条約〕

目次

○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定(七)

○食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(八)

〔告 示〕

○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地域を指定する件

(総務・農林水産・国土交通七)

○半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地域を指定する件(同八)

○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の効力発生に関する件(外務二七〇)

○食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約への日本国の加入に関する件(同二七一)

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十五年年度経験者採用試験(係長級(事務)) 公告(人事院)

平成二十五年年度外務省経験者採用試験(課長補佐級) 公告(同)

平成二十五年年度外務省経験者採用試験(書記官級) 公告(同)

平成二十五年年度農林水産省経験者採用試験(係長級(技術)) 公告(同)

平成二十五年年度経済産業省経験者採用試験(課長補佐級) 公告(同)

平成二十五年年度国土交通省経験者採用試験(係長級(技術)) 公告(同)

平成二十五年年度海上保安庁経験者採用試験(係長級(技術)) 公告(同)

社会福祉士国家試験の施行(厚生労働省)

社会福祉士試験委員の公告(同)

精神保健福祉士国家試験の施行(同)

精神保健福祉士試験委員の公告(同)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定(条約第七号)(外務省)

この協定は、ジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とジャージーとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものである。その概要は、次のとおりである。

1 総則(第一章関係)

この協定における用語の一般的定義については規定している。(第一条関係)

2 情報の交換(第二章関係)

(一) この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて両締約者の権限のある当局が支援を行うこと等について規定している。(第二条関係)

(二) 情報の提供を要請された締約者(以下「被要請者」という。)が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している。(第三条関係)

(三) 第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している。(第四条関係)

(四) 次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している。(第五条関係)

(1) 被要請者の権限のある当局は、第二条に定める目的のため、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく、要請に応じて情報を提供する。

(2) 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであつても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者(以下「要請者」という。)に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとる。

(3) 各締約者は、第一条に定める目的のため、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(4) 要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報とその要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならぬ。

(四) 被要請者内における租税に関する調査の際の要請者の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している。(第六条関係)

(六) 被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができること、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している。(第七条関係)

(七) この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱うことについて規定するとともに、当該情報を開示する対象の範囲等について規定している。(第八条関係)

(八) 支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意されることを規定している。(第九条関係)

3 二重課税の回避(第三章関係)

(一) 第三章の規定の対象となる者及び租税の範囲並びに第三章の規定において用いられる「締約者の居住者」に該当する個人について規定している。(第一〇条、第一一条関係)

(二) 締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該締約者においてのみ課税することができることを規定している。(第十二条関係)

(三) 政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約者においてのみ課税することができることを規定している。(第十四条関係)

(三) 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであつても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者(以下「要請者」という。)に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとる。

11 受験手続

(1) インターネットによる申込みの場合

① 受験の申込み 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス [http://www.jinji-shiken.go.jp/jiken.html])

② 申込受付期間 平成25年8月16日(金)9時から8月22日(木)まで。

なお、申込みは、8月22日(木)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③ 受験票の交付 受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。受験票には、本人の写真1枚を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

(2) 郵送又は持参による申込みの場合

① 受験の申込み 受験申込用紙は、人事院事務局において交付する。受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入し、人事院事務局に提出すること。

② 申込受付期間 平成25年8月16日(金)から8月19日(月)まで。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年8月19日(月)までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

③ 受験票の交付 受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。受験票には、本人の写真1枚を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務局(〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

(2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

(3) 受験に際し、身体に障害があるため特に何かの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

(4) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第6条の規定により、第26回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成25年8月2日

厚生労働大臣 田村 憲久

1 試験明日 平成26年1月26日(日曜日)

2 試験地 北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

3 試験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基礎と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、障害支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チャット解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は150問、総試験時間数は240分とする。

(3) 出題基礎を別添定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)、大学院若しくは専修学校の専門課程(修業年限4年以上のものに限る。以下「4年制専修学校」という。)において文部科学省令(厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。))を修めて卒業し、若しくは修了した者(平成26年3月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。)(又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において相談援助実習指習者及び相談援助実習(以下「実習科目」という。))を除く指定科目を修めて卒業し、若しくは修了し、又は同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)(以下「大学等」という。))において実習科目を修めた者(平成26年3月31日までに修める見込みの者を含む。)

なお、指定科目は次のとおり(社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令「厚生労働省令第3号(以下「科目省令」という。))第1条に規定する科目)であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。))第2条に規定する施設(以下「指定施設」という。))において1年以上相談援助の業務に従事した者(以下「実習者」という。))から①までに掲げる科目とする。

- ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システムのうち1科目
- ② 現代社会と福祉
- ③ 社会調査の基礎
- ④ 相談援助の基礎と専門職

相談援助の理論と方法

- ⑤ 地域福祉の理論と方法
- ⑥ 福祉行政と福祉計画
- ⑦ 福祉サービスの組織と経営
- ⑧ 社会保障
- ⑨ 高齢者に対する支援と介護保険制度
- ⑩ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- ⑪ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

- ⑫ 低所得者に対する支援と生活保護制度
- ⑬ 保健医療サービス
- ⑭ 障害支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目
- ⑮ 相談援助実習
- ⑯ 相談援助実習指習

- ⑰ 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)、専修学校の専門課程(修業年限3年以上のものに限る。)(若しくは各種学校(同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。)(以下「3年制短大等」という。))において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。)(又は3年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者(平成26年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。))

- ⑱ 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)(若しくは各種学校(同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。)(以下「2年制短大等」という。))において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者(平成26年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。))

(4) 学校教育法に基づき大学、大学院若しくは4年制専修学校において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目(以下「基礎科目」という。)を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等(以下「社会福祉士短期養成施設等」という。)において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

なお、基礎科目は次のとおり(科目省令第2条に規定する科目)であること。

- ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学論と社会システムのうち1科目
- ② 社会調査の基礎
- ③ 相談援助の基礎と専門職
- ④ 福祉行政と福祉計画
- ⑤ 福祉サービスとの組織と経営
- ⑥ 社会保障
- ⑦ 高齢者に対する支援と介護保険制度
- ⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- ⑨ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- ⑩ 低所得者に対する支援と生活保護制度
- ⑪ 医療医療サービス
- ⑫ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目
- (5) 3年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う課程若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。)であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)
- (6) 2年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉司、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であつた期間が4年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(9) 学校教育法に基づき大学を卒業した者又は施行規則第1条第3項に規定する者であつて、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等(以下「社会福祉士一般養成施設等」という。)において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(10) 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)又は施行規則第1条第6項に規定する者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(11) 学校教育法に基づき短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条第9項に規定する者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(12) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

- ア すべての受験者が提出する書類等
- イ 受験申込書 施行規則様式第1により作成することととも、これに記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、住民票)に記載されている文字を使用すること。
- ロ 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。
- ハ 精神保健福祉士である者であつて、試験科目の免除を申請するものが提出する書類
- ニ 精神保健福祉士登録証の写し
- ホ 5の(1)に該当する者が提出する書類
- ヘ 大学の長の発行に係る卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあつては、卒業後、直ちに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修見込証明書を提出すること。

エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類

イ 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、所定の従事期間を満たし次第、直ちに実務経験証明書を提出すること。

オ 5の(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)に該当する者が提出する書類

- イ 社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書
- ロ なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。
- ハ 5の(9)、(10)、(11)又は(12)に該当する者が提出する書類
- ニ 社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書
- ホ なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。
- ヘ 5の(1)に該当する者で、第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であつて、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を出していないものを除く。)にあつては、当該受験票の提出をもつて、卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。
- ト 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
- チ 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き平成25年9月5日(木曜日)から平成25年10月4日(金曜日)までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。
- リ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成25年10月4日(金曜日)までの消印のあるものに限って受け付ける。
- ル 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。

工 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。
 なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じているときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにし、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。
 ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

ア 受験手数料は、7,540円とする。ただし、第16回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は6,830円、精神保健福祉士である者であって試験科目の免除を申請する者は6,360円とする。それそれ該当する受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
 (4) 受験票の交付 受験票は、平成25年12月6日(金曜日)に投函し郵送により交付する。
 7 携帯電話等の通信機器の持ち込みについて 正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器を持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。

8 合格基準の考え方 次の二つの条件を満たした者を試験の合格者とする。
 (1) 問題の総得点の50%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。
 (2) (1)を満たした者のうち、以下の18科目群(施行規則第5条の2の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあつては7科目群)すべてにおいて得点があつた者であること。
 ①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理論と心理的支援 ③社会学理論と社会システム ④現代社会と福祉 ⑤地域福祉の理論と方法

⑧福祉行政と福祉計画 ⑨社会保険
 ⑩障害者に対する支援と障害者自立支援制度
 ⑪低所得者に対する支援と生活保護制度
 ⑫保健医療サービス ⑬権利擁護と成年後見制度
 ⑭社会調査の基礎 ⑮相談援助の基礎と専門職 ⑯相談援助の理論と方法 ⑰福祉サービスとの連携と経営 ⑱高齢者に対する支援と介護保険制度 ⑲児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ⑳就労支援サービス、更生保護制度
 9 合格者の発表
 (1) 試験の合格者は、平成26年3月14日(金曜日)午後12時までに厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。
 (2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成26年3月14日(金曜日)に投函し郵送により交付する。
 (3) 卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、平成26年3月31日(月曜日)までにそれぞれ定める受験資格を満たすことを条件として合格とさせることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便がきによって行うこととし、郵便又はがきの場合、はがきが裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数(社会福祉士受験の手引等)を記入し記載すること。)を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。
 11 その他
 (1) 試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2) 受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出る。
 12 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号 150-0002 電話番号 03(3486)7521 試験案内専用電話番号 03(3486)7559(音声及びフランクシミリ) ホームページhttp://www.sssc.or.jp/
 社会福祉士試験委員の公告
 第26回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
 平成25年8月2日
 厚生労働大臣 田村 憲久

試験委員長	坂田 周一	後藤 隆
副委員長	秋元 美世	橋本 宏子
委員	副田あけみ	小笠原浩一
	長谷川敏彦	高橋 敏士
	相原 佳子	前橋 信和
	荒井 浩道	石川 陽子
	尾形 敏郎	石田 正真
	尾形 裕也	岡田 修
	倉田 敏路	井村 弾
	佐藤 弥生	加山 充道
	白川 泰之	小山 康美
	杉野 勇	新原 美香
	高野 龍昭	杉森 伸吉
	長友 祐三	高野 和良
	狭野香代子	中谷 和志
	府川 哲夫	西田 陽明
	福原 宏幸	和田 厚
	増谷 雅暢	福保 昌敏
	丸谷 浩介	松尾 克文
	村社 卓	道中 隆
	柳田 正明	森川 美絵
	山本 真実	森田 聡
	和氣 純子	矢野 隆行
		横山 雅昭
		豊治 吉原
		若二 渡辺

精神保健福祉士国家試験の施行
 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号。以下「法」という。)第6条の規定により、第16回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。
 平成25年8月2日
 厚生労働大臣 田村 憲久

1 試験期日 平成26年1月25日(土曜日)及び26日(日曜日)
 2 試験地 北海道・宮城県・東京都・愛知県・大阪府、広島県及び福岡県
 3 試験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保険、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、精神保健及びその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基礎、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保険、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度の試験が免除される。

4 試験の方法
 (1) 試験は、筆記の方法により行う。
 なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チャットク解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は163問、総試験時間は275分とする。
 (3) 出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

第26回社会福祉士国家試験の概要

1 試験の日時及び試験科目

※ () 内の時間は、「身体に障害のある方等の受験上の配慮」の場合の時間です。

試験日	試験時間	試験科目
平成26年1月26日 (日曜日)	10時00分～12時15分 弱視等受験者(1.3倍) (10時00分～13時00分) 点字等受験者(1.5倍) (10時00分～13時25分)	人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム 現代社会と福祉 地域福祉の理論と方法 福祉行財政と福祉計画 社会保障 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 低所得者に対する支援と生活保護制度 保健医療サービス 権利擁護と成年後見制度
	13時45分～15時30分 弱視等受験者(1.3倍) (13時45分～16時05分) 点字等受験者(1.5倍) (14時10分～16時50分)	社会調査の基礎 相談援助の基盤と専門職 相談援助の理論と方法 福祉サービスの組織と経営 高齢者に対する支援と介護保険制度 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 就労支援サービス、更生保護制度

2 試験地(24か所)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

3 受験資格

- (1) 4年制大学等で指定科目を修めて卒業した方。(平成26年3月31日までに卒業見込みの方を含みます。)
- (2) 2年制(又は3年制)短期大学等で指定科目を修めて卒業し、指定施設において2年以上(又は1年以上)相談援助の業務に従事した方。(平成26年3月31日までに従事する見込みの方を含みます。)
- (3) 社会福祉士短期養成施設(6月以上)を卒業(修了)した方。(平成26年3月31日までに卒業(修了)見込みの方を含みます。)
- (4) 社会福祉士一般養成施設(1年以上)を卒業(修了)した方。(平成26年3月31日までに卒業(修了)見込みの方を含みます。)

4 受験手数料

社会福祉士のみ受験する場合:7,540円
社会福祉士と精神保健福祉士を同時に受験する場合:17,510円(=社会6,830円+精神10,680円)
社会福祉士の共通科目免除により受験する場合:6,360円

5 受験申込書の受付(提出)期間

平成25年9月5日(木曜日)から10月4日(金曜日)(消印有効)まで

※ 受験希望者は、あらかじめ受験の申込みに必要な書類『受験の手引』を取り寄せる必要があります。


6 出題基準等

社会福祉士国家試験の「出題基準」等については、当センターのホームページに掲載するとともに、冊子として刊行しています。

7 合格者の発表

平成26年3月14日(金曜日)合格者の受験番号、合格基準点及び正答をホームページに掲載・合格証書投函

第 26 回社会福祉士国家試験『受験の手引』の請求方法等について

1. 試験日	平成 26 年 1 月 26 日 (日)
2. 受験申込書の受付期間	平成 25 年 9 月 5 日 (木) ~ 10 月 4 日 (金) まで (消印有効)
3. 申し込みの手続き方法	<p>受験の申し込みに必要な書類 (第 26 回社会福祉士国家試験『受験の手引』) を次の【『受験の手引』の請求方法】により請求し、受験申込書及び必要な書類を完備して、受付期間内に郵送により提出してください。</p> <p>なお、受験の申し込みにあたっては、受験資格があることを、よく確認してください。</p>
4. 『受験の手引』の請求方法	<p>次の①②のいずれかの方法により請求してください。</p> <p>なお、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『受験の手引』は、請求してからお手許に届くまでには数日間かかりますので、8 月上旬から遅くとも 9 月 27 日 (金) までに請求してください。 ・ 『受験の手引』は、ヤマト運輸のメール便または宅急便で 8 月 2 日以降に発送します。 ・ 発送は日本国内に限ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① ホームページで請求する場合 (スマートフォンからも請求できます)</p> <p>当センター HP (http://www.sssc.or.jp/) から請求できます。</p> <p>インターネットに接続できる携帯電話を使って、「受験の手引」の請求ができます。</p> <p>携帯電話のアドレスは、http://www.sssc.or.jp/mobile/ です。</p> <p>携帯電話からの請求は、『NTTドコモ(iモード)』『SoftBank (Yahoo!ケータイ)』『au (EZweb)』から可能です。</p> </div> <p>② 郵便はがきで請求する場合</p> <p>「はがき」の裏面に、あなたの「郵便番号」・「住所」・「氏名」・「電話番号」・「社会福祉士受験の手引 () 人分」と、必要数等を大きな文字ではっきりと記入して、当センターに郵送してください。</p> <p>この「はがき」の裏面は、あなたに『受験の手引』を送付する際の「あて名ラベル」として使用しますので、正確に記入してください。</p> <p>※ 第 16 回精神保健福祉士国家試験と同時受験の申込みを希望される方は、それぞれの『受験の手引』が必要になりますので、「精神保健福祉士受験の手引 () 人分」と併せて記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護 <p>『受験の手引』の請求の際に取得した個人情報は、『受験の手引』の発送業務のみに利用し、第三者へは提供しません。</p>
5. 受験手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ お送りする『受験の手引』の中には、受験手数料の払込用紙が同封されておりますので、ゆうちょ銀行 (郵便局)、またはその他の金融機関の窓口で払い込んでください (ATM・初回引当不可)。 <p>社会福祉士のみ受験する場合 : 7,540 円 社会福祉士と精神保健福祉士を同時に受験する場合 : 17,510 円 (=社会 6,830 円 + 精神 10,680 円) 社会福祉士の共通科目免除により受験する場合 : 6,360 円</p>
6. 受験における注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話等の通信機器の持ち込み禁止について <p>不正行為等の防止の観点から、試験会場への携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止します。</p> <p>この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験会場には、必ず公共交通機関を利用して来場してください。
7. お問い合わせ先	<p>公益財団法人社会福祉振興・試験センター</p> <p>〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6</p> <p>(試験情報案内専用電話) 03-3486-7559</p> <p>※ 電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。</p> <p>(ホームページ) http://www.sssc.or.jp/ (携帯電話専用QRコード)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>